

令和2年第3回臨時会

一宮町議会会議録

令和2年6月5開会

令和2年6月5閉会

一宮町議会

令和2年第3回一宮町議会臨時会会議録目次

第1号（6月5日）

出席議員	1
欠席議員	1
地方自治法第121条の規定により出席した者の職氏名	1
職務のため出席した事務局職員	1
議事日程	1
開会の宣告	2
開議の宣告	2
議会運営委員会委員長の報告	2
議事日程の報告	2
会議録署名議員の指名	3
会期の決定	3
町長の所信表明	3
議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	7
議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	12
閉会の宣告	14
署名議員	15

第 3 回 臨 時 町 議 会 （ 第 1 号 ）

6 月 5 日 （ 金 ）

令和2年第3回一宮町議会臨時会会議録 (第1号)

令和2年6月5日招集の第3回一宮町議会臨時会は、一宮町役場議場において開催された。

1. 現在議員は13名で、出席者の議席番号および氏名は、次のとおり。

1番	川	城	茂	樹	2番	内	山	邦	俊	
3番	小	関	義	明	4番	大	橋	照	雄	
6番	鵜	沢	清	永	7番	鵜	沢	一	男	
8番	藤	乗	一	由	9番	袴	田		忍	
10番	吉	野	繁	徳	11番	志	田	延	子	
12番	森		佐	衛	13番	鵜	野	澤	一	夫
14番	小	安	博	之						

2. 欠席議員は次のとおり。

欠席議員なし

3. 地方自治法第121条の規定により出席した者は、次のとおり。

町長	馬	淵	昌	也	副町長	川	島	敏	文
教育長	藍	野	和	郎	総務課長	秦		和	範
企画課長	渡	邊	高	明	福祉健康課長	森		常	磨
都市環境課長	土	屋		勉	産業観光課長	田	中	一	郎
子育て支援課長	中	山	栄	子	教育課長	峰	島	勝	彦

4. 職務のため議場に出席した事務局職員は、次のとおり。

事務局長 諸岡 昇 書記 関谷 智香子

5. 本会議に付議された事件は、次のとおり。

日程第一	会議録署名議員の指名
日程第二	会期の決定
日程第三	町長の所信表明
日程第四	議案第 1号 町長等の給料の特例に関する条例の制定について
日程第五	議案第 2号 令和2年度一宮町一般会計補正予算(第2次)議定について

開会 午前10時07分

◎開会の宣告

○議長（小安博之君） 皆さん、おはようございます。

早朝よりご参集賜り、誠にご苦労さまでございます。

来週には梅雨入りするのではないかとされておりますが、梅雨どきは蒸し暑く、湿度も高い状態となり、体調を崩しやすいので、お体には十分気をつけてください。

また、緊急事態宣言は解除されましたが、新型コロナウイルスが完全に終息したわけではありません。皆さん、感染防止対策をしっかりと行い、第2波、第3波が起きないように十分にご注意ください。

ただいまから令和2年第3回一宮町議会臨時会を開会いたします。

◎開議の宣告

○議長（小安博之君） ただいまの出席議員数は13名です。よって、定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

◎議会運営委員会委員長の報告

○議長（小安博之君） 日程に入る前に、議会運営委員長より本臨時会の運営について発言の申出がありましたので、これを許します。

議会運営委員長、12番、森 佐衛君。

○議会運営委員長（森 佐衛君） 会期について、議会運営委員会から報告いたします。

本臨時会に提案されるものは、条例の制定1件と一般会計補正予算1件、合わせて2件のみであります。

よって、会期につきましては本日1日といたしたいと思います。

以上で、議会運営委員会からの報告を終わります。

以上です。

○議長（小安博之君） どうもご苦労さまでございました。

◎議事日程の報告

○議長（小安博之君） 本日の議事日程を報告いたします。

日程は、既に印刷してお手元に配付してあります。これをもってご了承願います。

◎会議録署名議員の指名

○議長（小安博之君） これより日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、議長において指名いたします。

6番、鶴沢清永君、7番、鶴沢一男君、以上、兩名をお願いいたします。

◎会期の決定

○議長（小安博之君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、議会運営委員会の答申どおり、本日1日といたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小安博之君） 異議なしと認めます。したがって、本臨時会の会期は本日1日と決定いたしました。

◎町長の所信表明

○議長（小安博之君） 日程第3、町長の所信表明を伺います。

馬淵町長より、本臨時会に当たり所信表明を行いたい旨の申出があり、これを許します。

町長、馬淵昌也君。

○町長（馬淵昌也君） 皆様、おはようございます。

本日ここに、令和2年第3回一宮町議会臨時会を開催いたしましたところ、議員の皆様方には公私ともご多用にもかかわらずご出席を賜りまして、誠にご苦労さまでございます。

本臨時会は、私、2期目の町政運営を担うこととなる最初の議会でございますので、新たな4年間の初めに当たりまして、私の町政遂行上の所信の一端を述べさせていただきたく存じる次第でございます。

まず、私自身、これまで以上に現場主義を徹底し、お一人でも多くの町民の皆様と直接お目にかかって意見を交換し、住民の皆様が主人公である住みよい町をご一緒に築いていくことに邁進をさせていただきたく存じます。そして、職員の皆さんとともに、公平・公正・誠実でクリーンな行政を徹底的に進めていきたいと存じます。

以下の各分野について、バランスのよい町をつくっていききたいと考える次第であります。

まず、経済について申し上げます。

経済については、地域経済の振興に努めてまいりたく存じます。一宮町では、大企業の誘致より、農業、商業、サービス業、このサービス業には、レストラン、カフェ、宿泊業、サーフショップなどが含まれるわけでございますけれども、建設業、不動産業など個人事業者の方々、そして千葉・東京方面への勤労者の方々、この2つの社会的な階層、社会的な集団の皆様を中心にしたまちづくりをさらに進めることで、町の経済力を増強していくべきであると考えておる次第であります。

オリンピック効果によってアップしました一宮町の知名度を生かし、来訪者の数を増やし、体験型・滞在型のプランを多く提供して、町に長く滞在していただきます。そのことによって、より多くの消費を町において行っていただくように促してまいりたいと存じます。また、自然環境の維持・増進に努め、移住者の増加を図っていききたいと考えます。

オリンピックのサーフィン会場に指名を受けております釣ヶ崎の近くに海拔10メートルの一時避難場所を設営しまして、平時は来訪者の皆様の消費を促す、経済的な拠点としての道の駅を設営しまして、地域の農家、そして食品業の方々の販売拠点としていききたいと考えております。

また、玉前神社周辺の伝統的な色彩の強い市街地と、海岸沿いのサーフィン文化を背景とするモダンな市街地、さらに広大な農村地帯、一宮には大きくこの3つの特徴を持った地帯が展開しておりますが、それぞれの特色をさらに強めるとともに、三者のつながりを強めてまいりまして、ユニークな神社とサーフィンと農業の町としてのイメージをつくっていききたいと考える次第であります。

続きまして、教育文化について申し上げます。

教育の一宮と呼ばれる、そうした町の実現を目指して、小学校、中学校、また高等学校も含めまして、相互連携を強化していききたいと存じます。また、町民の皆様が学校に関わっていただく局面を増やしていききたいと考えております。異世代間交流を増やすことによって、子供さん方の視野を広げるとともに、学校と社会との接続回路を増強し、開かれた学校を目指していききたいと考える次第であります。また、これまで以上に外国語教育、ICT教育などに力を入れていきたく存じます。施設の更新につきましては、今後、避難所等、多様な用途を念頭に置いて進めていききたいと考える次第であります。

図書館の増強をご期待なさる方が多くいらっしゃいます。現在考えているところといたし

ましては、空き店舗を利用した、住民のサロンとしても機能する街角図書室を、まずは開設をしていきたいというふうに思っているところであります。また、加納久朗・元千葉県知事の別邸につきまして、町のほうへ寄附したいというご意向をオーナーの方からいただいております。これは老朽化が進んでおりますが、クラウドファンディングなどで資金を集めて修復を行い、郷土資料の展示などができる場所として使っていければと考える次第であります。

続きまして、福祉について申し上げます。

子育てに関しましては、特にアンケートなどを拝見しますと、公園の拡充を希望する方が多くいらっしゃいます。これは中期的目標になりますけれども、海岸部の台地にございます町有地を一時避難場所として整備するとともに、平時は公園として使えるようにしていきたいという考えを持っております。

また、ご高齢の皆様、障害をお持ちの皆様に関わる福祉サービスにつきましては、まず皆様が集える場所を確保するということが必要でございます。どなたでも立ち寄っていただける場所を確保していくことが大事になります。先ほど申し上げました街角図書室などは、こうした機能を有するものとして考えております。

また、外出支援の回路を充実させることも大変必要なことでございます。昨今、皆様もご存じのとおり、免許証の返納をされる方も増えておられます。お買物、通院、あるいはお出かけの足を、公の立場で差し上げる必要がございます。現在の新にここサービスをベースに、より活動力のある方々への対応として、循環バスの強化を考えていきたいと、そのように思っております。

続きまして、防災について申し上げます。

防災対策会議を2回開催いたしております。その後、台風、そしてこのコロナという大きな非常事態の発生によってその後が続いておりませんが、この防災対策会議を起動させまして、地区ごとに実際的な防災計画を作成していきたいと考えております。

この台風、コロナで進行が妨げられておりますが、検討すべき項目についてはピックアップが済んだ状態であります。

津波時の避難道路として、現在、天道跨線橋通りの拡幅が行われております。これについては、引き続き行っていきたいと。また中長期的な目標として、海岸部から国道に出る道路を、一宮地先、そして東浪見地先、数路線の拡幅を目指していきたいと考えております。また、山側への避難路として、駅から国道128号線と十字交差する道の建設をも目指していきたいと考える次第であります。

浸水対策であります、中央ポンプ場が急速に老朽化しているところであります。今年度から、電気系統と、ごみなどがポンプなどに入らないようにする設備、除塵機と申しますけれども、この大規模改修を行うところであります。これが終了しますと、ポンプの更新へと進んでいく予定であります。

一宮川の増水対策ですが、千葉県が本格的に宮原地先の中州の除去に進むというご意向を示しておられます。川の底の土砂のしゅんせつも、状況を見ながら行うということであり、町ではこれをサポートさせていただきたいと考えております。

また、インフラ整備について申し上げます。

公共施設の老朽化に対して、各施設の更新計画を現在つくっているところでありますけれども、これに中期的に対応していきたいと考えております。

道路関係につきましては、長生グリーンラインの茂原睦沢一宮区間、これまで一步も進んでおりませんでした、皆様ご存じのとおり、平成30年度から県が予算をつけ、順次工事に進む条件を整えてくれております。速やかに工事まで進むよう、さらに強くお願いをしていきたいと考えております。

また、南総一宮線のバイパスにつきましては、現行路線での計画の早期履行を、県と協力して共に目指しております。土地の買収については、県と町がチームを組んで進める体制をつくったところであります。

外房線神門踏切の拡幅事業については、千葉県が文書で工事の実施を確約してくれております。大いにこれについては期待をいたしたいところであります。

最後に、財政について申し上げます。

町の財政は、指標的には現在のところ問題がございませんが、近年のやむを得ない大型事業の展開で、町の借金が増え、貯金が減ってきているという大きな趨勢があります。今後は国の補助金など外部財源の確保に従来以上に努めるとともに、ふるさと納税の回路を強化して財源不足を補っていきたいと考える次第であります。

以上のような施策を4年間にわたりまして展開することで、さらに一宮町を住民の皆様にとって住みよい町にしていきたいと考える次第でございます。議員の皆様におかれましては、どうぞ厳しく、また温かくお力添えを賜りますようお願いを申し上げます。

どうぞよろしくお願いを申し上げます。

○議長（小安博之君） ご苦労さまでした。

以上で、町長の所信表明を終わります。

◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小安博之君） 日程第4、議案第1号 町長等の給料の特例に関する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

秦総務課長。

○総務課長（秦 和範君） それでは、議案第1号 町長等の給料の特例に関する条例の制定について、ご説明いたします。

この条例につきましては、新型コロナウイルス感染症感染拡大による町財政及び地域経済への影響を勘案しまして、町長、副町長及び教育長の給料を減額するものでございます。減額される給料の合計額は600万円でございます。

条例の内容ですが、第1条につきましては、町長の給料月額を減額でございます。現在町長の給料月額は78万8,000円でございますが、この金額から50万円を減額、これを令和2年6月から令和3年3月までの10か月間減額を行います。

2条に関しましては、副町長及び教育長の給料月額を減額でございます。副町長の給料月額63万9,000円でございますが、こちらから5万円を減額いたします。教育長に関しましては、給料月額57万7,000円から5万円を減額するものでございます。減額の期間は同じく令和2年6月から令和3年3月までの10か月間でございます。

施行期日につきましては、公布の日から施行しまして、令和2年6月1日から適用するものでございます。

説明は以上でございます。

○議長（小安博之君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本件に対する質疑に入ります。

8番、藤乗一由君。

○8番（藤乗一由君） 何点か質問させていただきます。

この減額の割合、数字上では63%余りという割合になります。これについて、周辺市町村で今現在、先月あるいはその前から、首長選挙が続いているような状況でありますから、この微妙な時期に、極端なこの減額割合、あえて出すというのは、この近隣の状況に関しても、いろいろな意味で非常に影響が大きいというふうに考えられます。その辺のところの配慮が非常に足りないのではないかとこのように思われます。

また、利用目的も、再度ご説明いただきたいんですが、先日のご説明では、今後税金など財源が従来ほどではないと、減ってしまう可能性があるからというようなご説明でした。であれば、今、急いでこの微妙な時期にこれをしなければならぬという理由があるのでしょうか。その辺のところ、減額割合の周辺に与える影響、どうしてこの時期じゃなきゃいけないのかという部分、利用目的と併せて、この辺のところをお伺いしたいです。

もう一つですが、今挙げたような点から、今後近隣との様々な事業に関する連携というのが必要になってくる場面が多いと思います。直近では、南総一宮線が早く国道に開通してもらいたいと思っている町民がたくさんいらっしゃいますし、これが開通することによってJRの利用客、こうしたものもまた変わってきます。観光面でも変わってきます。これをできる限り早く進めるためには近隣との連携というのが必ず必要になるわけで、信頼関係をも失うようなことになってしまったら、いかなるものでしょうかと。同様なことが、南消防署の改築移転といったことにも関わってきます。

また、今後、防災災害対策といった点では、近隣に場合によって頼る、頼られる、そうした関係が、信頼関係を持ってできなければならないという場面もたくさん出てきます。また、先ほど言ったような観光面だとかというのは、これも一宮独りで頑張ればいいたろうということではなくなります。人口減少対策、こうしたものも影響してくると思います。

こういったいろいろな場面で近隣市町村との連携という必要性が出てくるときに、あまりにも突出したような、イメージを悪くするようなものはいかなるものでしょうかというふうにも考えます。その辺のところをお伺いしたいと思います。

○議長（小安博之君） 質問は終わりましたか。

○8番（藤乗一由君） はい。

○議長（小安博之君） 答弁願います。

町長、馬淵昌也君。

○町長（馬淵昌也君） 説明会のときにも同じことを伺いまして、同じようにお答えもしましたけれども、まず選挙については、私はこれについては、私自身、こうした給料の減額ですか、そういうことを有権者の方へのアピール要因として使うべきではないと考えておりますし、またそうしたことを、近隣の選挙の場面でも同じように考えていただいているものと私は思います。

私が責任を負いたいのは、一宮の町民の皆様がまず第一であります。そのことをまず考えて、私はこの提案をお諮りするということですので、近隣の市町村との首長さん方と

の協調関係、連携の友好的な関係というものは、おっしゃるとおり必要でありますけれども、私としては、まず一宮の町の皆様に対して私の責任を果たすということを第一に考えます。その上で、友好関係についてでありますけれども、これについては、私、これも説明会のときに申し上げましたけれども、個々の首長さんにもそれぞれお話をし、ご納得いただいた上でのご提案ですので、村度のレベルで申し上げているわけではありませんので、そこはご了承をお願いしたいと思います。

使途についてですけれども、この新型コロナウイルスの感染症の対策事業、私どものほうで、町で様々考えました。先般これも藤乗議員のほうから、町の予算の使い方の中でのやりくりは考えなかったのかとおっしゃっていただきました。そのとき私は、考えましたとお答えしたわけですけれども、そうした中で少しでも財源を確保したい、しかもある程度まとまった金額で政策として遂行できるだけの原資を確保したい、そういう思いを非常に強く持ちました。そこでこのタイミングで行うということでもあります。

新型コロナウイルスの問題、まだ先が見えません。私どもは第2弾、第3弾の町民の皆様へのサポートを差し上げなければいけないと考えておりますので、少しでも早く原資を確保したいという思いから、今このご提案を差し上げる次第でございます。

近隣との連携については、もう先ほども申しましたけれども、そもそもその給与を幾ら入れるか入れないかということで仲が悪くなったりするほどレベルの低い政治をしておりません。この地域全体を首長さん方、私ども協調して、しかも非常に強力、強く協力関係を結びまして、一緒に取り組んでおりますので、ご憂慮はいただかなくて結構でございます。

以上です。

○議長（小安博之君） ほかに質疑ありますか。

8番、藤乗一由君。

○8番（藤乗一由君） ただいまご説明いただきましたけれども、各首長さんには納得していただいているというところは本当なんですね。そういうふうにお言葉をいただいたというふうには受け止められるんですけれども、果たしてどうなんでしょうか。

私が申し上げているのは、もう一つ、報酬が500万、600万という減額をされた時点のは、財源として、それは思いとしては分かりますけれども、それがために、今回のことで、例えばさっき例に挙げたような、南総一宮線だとか消防署だとか、これが大幅に遅れる、あるいは何年か遅れるというような場面があった場合に、500万、600万のプラスよりはるかに大きな損失が出てくるのではないかと、そういうおそれもあり得ます。ということをご心配して言

っているわけです。数千万、数億円というような損失にもつながる可能性がある。それをあえてこの時期にしなければ、この割合でなければならぬというのが、いま一つ理解に苦しみます。

これを決めるに当たって、もう2点ばかりお伺いしたいんですが、これでいきますと、町長マイナス63%ということで、副町長、教育長はマイナス約8%、7%というような数字になります。金額的にも非常に差が大きいですが、ありていに言いますと、川島副町長は一宮の町民ではありませんけれども、ですから、一宮の町民からどのように評価されてもいいかもしれないという部分がありますけれども、いろんな批判、評価というのが言われるという場面もあるかと思えます。そうした点について、町長はどのようにお考えでしょうか。

また、町長からのこの提案の内容を出された時点で、それは困りますと、こうしなければいけないと思いますよというのは、非常に言いにくいのではないかとこのように考えます。その辺のところを町長はどうお考えでしょうか。

さらにもう一つ、1日に説明会でありましたが、いきなりその内容をお伺いしました。それについてのいろいろ質問、私もしましたが、すぐに新聞発表という形になっています。新聞では紙面が非常に限られているので、いかにも短い字数の中では、もう決まったかのような表現になってしまいます。どうしてまだ決まってもいない、これから俎上にのせられるものを、しかもしっかり検討して情報を集めるという時間がない状況に、1日の日に持ってきて、2日の日に発表してというようなやり方をするかと。これは非常に意図的に仕組まれているというふうに思えて仕方がありません。その辺のところはいかがでしょうか。

○議長（小安博之君） 町長、馬淵昌也君。

○町長（馬淵昌也君） 何度も申し上げますが、南総一宮線にも南消防署にも全く影響ありません。議員のご認識が間違っております。はっきり申し上げます。

さて、それぞれの対応についてどなたがどういうふうに評価されるか、それは様々だろうと思います。それは私も甘受いたしますし、副町長も教育長もそういうお考えかと思えます。

それよりも、こういうことについてはそれぞれの立場で、それぞれができることをできる形で考えるということが重要なのであって、誰がどう褒めるとか褒めないとかということを考える余地はないと、私は思っております。万人が全て納得するということを待っていたのでは、百年河清をまつどころではありません。死ぬまで何もできません。私はそういう道は政治家として歩まないということでもあります。評価は皆様にお任せします。

さて、それから新聞ですけれども、これは社会的に、一般的に容認されていることであり

まして、どこの自治体でもやっていることであります。ですから、それがご納得いただかないというのであれば、今の日本の一般的な慣習が納得いかないということですから、それはいかんともし難いと私は思います。

以上です。

○議長（小安博之君） ほかに質疑ありませんか。

（「進行」と呼ぶ者あり）

○議長（小安博之君） なければ質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

8番、藤乗一由君。

○8番（藤乗一由君） 先ほどの質問の内容と全く同様でございますが、1つ目としまして、非常に微妙な時期である、周囲の様々な選挙もあるような時期で、この割合で出されるというのは、広く周囲の環境、状況を見据えるという意味では、大変に好ましくないのではないかとこのように考えます。

また2つ目として、これは目的、内容から考えて、あえて今、急いで出す必要はないのではないかと。場合によっては4年間、マイナス15%ということとされるという考え方も十分あるかと思えます。町長は退職金などもございますから、そういった点を加味していただければいいのではないかと、そういうふうに思います。

また、3つ目としまして、何度もこういった状況があるんですが、議案、これを間際に出して説明し、きっちりと議論、検討、そうしていく時間がほとんどないような状況で、すぐに新聞発表して進めてしまうというようなやり方が往々にしてあります。問題点が見えにくくなる、改善するための方法も検討する時間がなくなってしまうというような問題があります。そうしたやり方であるというところで、再度、割合ですとか状況を確認していただいて、提出していただくほうが望ましいのではないかと考え、反対いたします。

○議長（小安博之君） ほかに討論はありますか。

11番、志田延子君。

○11番（志田延子君） 11番、志田です。

私は議案第1号 町長等の給料の特例に関する条例の制定について、賛成の立場から討論いたします。

今回の条例制定につきましては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による町財政と地域経済への影響を勘案して、町長、副町長及び教育長の給料を減額するものであります。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大は、一宮町の地域経済に深刻な影響をもたらしました。緊急事態宣言が解除された今もなお、住民、事業者の皆様にとって厳しい状況が続いているところでございます。

当議会では、これまでも、コロナウイルスに関わる経済対策、支援策が町から提案され、審議してまいりました。コロナウイルスの終息時期が不透明である以上、危機感を緩めることなく、今後の財政支出に備えることは、町にとって重要なことでもあります。

したがって、本条例の制定は、町財政の運営と地域住民の暮らし、経済にとって必要なものであると考え、私は賛成といたします。

○議長（小安博之君） ほかに討論ありますか。

（発言する者なし）

○議長（小安博之君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより、日程第4、議案第1号 町長等の給料の特例に関する条例の制定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決するに賛成の諸君は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（小安博之君） 起立多数。

よって本案は原案のとおり可決いたしました。

◎議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小安博之君） 日程第5、議案第2号 令和2年度一宮町一般会計補正予算（第2次）議定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

秦総務課長。

○総務課長（秦 和範君） それでは、議案第2号 令和2年度一宮町一般会計補正予算（第2次）議定についてご説明いたします。

議案つづりの4ページをお開きください。

令和2年度一宮町の一般会計補正予算（第2次）は次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,028万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ62億5,381万1,000円とするものでございます。

それでは、内容につきましては、歳出からご説明をさせていただきます。

10ページ、11ページをお開きください。

説明欄で説明をさせていただきます。

まず、一番上、交通安全対策事業でございますが、緊急事態宣言発出に伴う海岸道路封鎖等の費用12万7,000円でございます。

次の子育て世帯支援事業（地方創生臨時交付金事業）でございますが、これにつきましては、18歳以下の子供1人当たり1万円を支給する事業でございます。1,500世帯1,954人が対象でございます。こちらの費用が2,057万3,000円でございます。

その下、ひとり親世帯支援事業、これにつきましては、独り親世帯につきまして、子供1人当たり3万円を支給するものでございます。これにつきましては90世帯130人が対象でございます。398万4,000円の予算でございます。

その次に、感染症対策事業につきましては、長生管内においてPCR検査の検体採取実施をしている機関が2医療機関あります。こちらの機関への協力金として、長生郡市で均等割と人口割で算出した金額、一宮町につきましては118万9,000円を支出するものでございます。

一番下の東浪見小学校給食事業につきましては、給食室の熱風消毒保管器、これも消毒をするものでございます。感染症対策としまして、保管器、これがかなり古くなっておりまして、今回新たに購入するものでございます。また、給食室、大変高温になります。菌の発生等を抑えるために、給食室に扇風機を2台設置するものでございまして、予算が101万9,000円でございます。

12ページ、13ページの小学校給食事業、それから中学校費の給食事業、これにつきましても、同じ内容でございますが、それぞれ予算額が、一宮小学校につきましては161万7,000円、中学校につきましては177万3,000円でございます。

続きまして、歳入の説明をいたします。

8ページ、9ページをお開きください。

歳入につきましても説明欄で、説明させていただきます。

ただいまの歳出の事業につきましては、全て地方創生臨時交付金が充てられるということで、一宮町には7,246万3,000円、この交付が予定されておるところでございます。ですので、国庫支出金として、7,246万3,000円を計上するものでございます。

また、先般、5月の臨時議会におきまして可決いただきました中小企業支援事業等の予算につきましても、地方創生臨時交付金が充てられるということでございます。ですので、5月の臨時議会のときに、補正予算では前年度繰越金を財源として充てたわけですが、これら

も地方創生臨時交付金で充てられるということでございますので、その分の4,218万1,000円を減額するものでございます。

説明は以上です。

○議長（小安博之君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小安博之君） なければ、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小安博之君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより、日程第5、議案第2号 令和2年度一宮町一般会計補正予算（第2次）議定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小安博之君） 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎閉会の宣告

○議長（小安博之君） 以上で、本臨時会の案件は全て終了いたしました。

これをもちまして、令和2年第3回一宮町議会臨時会を閉会いたします。

どうもご苦労さまでございました。

閉会 午前10時46分